



フランスチーズ鑑評騎士の会日本支部 会 則

(2024年改訂)

前 文

フランスチーズ鑑評騎士の会日本支部とは

フランスチーズ鑑評騎士の会日本支部は本部をフランスに置き、フランス伝統チーズの日本市場に於ける啓蒙普及を主たる活動目的とする団体である。

フランスチーズ鑑評騎士の会日本支部は資格取得機関ではなく、また同業者組合組織でもなく、あくまでも称号授与機関であり、同時に、フランス伝統チーズに対して敬愛の価値観を共有し、かつガストロノミ(注)に関心を寄せる人々の社交機関である。

フランスチーズ鑑評騎士の会日本支部が授与する騎士称号には名誉者としての誇りと責任が伴なう。

(注) ガストロノミ=最高の食材、最善の調理法、最適な飲み物との相性を追及し、さらに、その歴史的、文化的背景にも関心を寄せ、かつ食卓の演出にも気をつかうこと。

第1章 総則 (名称-目的-活動-所在地-特別規定)

第1条 名称

1. 本会の名称はコンフレリ・デ・シュヴァリエ・デュ・タストフロマージュ・ド・フランス・コマンドリ・デュ・ジャポン(Confretrie des Chevaliers du Taste-Fromage de France - Commanderie du Japon)であり、その日本語名称はフランスチーズ鑑評騎士の会日本支部である。
2. 本会の略称はシュヴァリエ・デュ・タストフロマージュ (Chevaliers du Taste-Fromage) である。

第2条 目的

種類の多様さと豊かな味わいにおいて世界に類を見ないフランス伝統チーズの日本市場における啓蒙普及活動を目的とする。

第3条 活動

上記の目的を達成するために本会は日本全土にわたり以下の活動を行なう。

1. フランス伝統チーズの消費促進をはかるために幅広い普及活動を行なう。
2. チーズ産地の風土の特性から生まれるフランス伝統チーズの品質と、その歴史的、文化的背景についての教育活動を行なう。また、並行してフランス各地のチーズ産地への研修旅行を企画、実施する。
3. 会員の交流および情報交換のための便宜をはかる。

第4条 所在地

本会事務局の所在地は以下の通りである。

東京都港区北青山 2-7-13 プラセオ青山ビル 3F 株式会社 ESF international 内
なおフランス本部の所在地は以下の通りである。
60, rue VICTOR BASCH, 94320 THIAIS, FRANCE

第5条 特別規定

本会則に明記されていない事項は総会の決定に従い内規でこれを定める。

第2章 会員の資格 (叙任-位階-入会-会費-退会)

第6条 叙任

会員は入会時に叙任され、同時に位階の通知を受ける。

なお位階は高位から順に以下の通りである。

1. グラン・オフィシエ (Grand Officier) ……緑と白の2色のリボンに金メダル
2. オフィシエ (Officier) ……緑と白の2色のリボンに銀メダル
3. シュヴァリエ (Chevalier) ……緑のリボンに銅メダル

なお理事会は、フランス伝統チーズの啓蒙普及への貢献に報い名誉シュヴァリエ (Chevalier d'Honneur) を選ぶことができる。

なお名誉シュヴァリエの場合は緑のリボンに銀メダルである。

第7条 入会

1. 入会希望者は推薦者を通じて理事会に入会願書を提出しなければならない。なお、入会願書には後見人となりうる会員3名の推薦署名を必要とする。ただし、これら3名の会員の中には必ず1名の理事が含まれるものとする。
2. 入会者は理事会において入会願書の審査と協議を経て決定される。
3. 入会者をどの位階に迎えるかは理事会が判定する。なお、オフィシエ、および役員理事となるグラン・オフィシエの叙任についてはフランス本部に申請するものとする。

第8条 会費

1. 入会者は入会許可と位階の通知を受けた後、ただちに入会費と年間会費を支払わなければならない。ただし名誉シュヴァリエの場合は、催事への参加費を除き、これら入会費と年会費は免除される。
2. 支払い済みの入会費、年間会費は返還されない。

第9条 退会

1. 依願退会

- 1) 事前に退会届を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2) その場合、メダル、リボン、ピンバッジ、叙任証書、会員カードは返却されるものとする。

2. 資格喪失

以下の場合には定時総会または臨時総会の決定により、会は会員を除名することができる。

- 1) 会費の支払いが、その期限を3ヶ月超えた場合。
- 2) 会の名誉を毀損したり、会則を守らなかった場合。
- 3) 正当な理由なしに長期間にわたり会の活動に参加せず、会に対する義務を怠った場合。
- 4) 法律、規約、規則の違反、特に自身の会員資格を個人的、商業的、または政治的な目的で利用した場合。

なお、除名処分を受けた会員はメダル、リボン、ピンバッジ、叙任証書、会員カードを除名の翌月までに事務局に返却しなければならない。

また、これらはいかなる場合も他人に譲渡してはならない

第3章 運営 (理事会-会計監査-役員理事)

第10条 理事会

1. 日本支部はコンセイユ・ド・ロルドル (Conseil de l'Ordre) と呼ばれる理事会により運営される。
2. 理事会は10名から15名の理事により構成される。
3. 理事は理事会によって候補者が選出され、総会の承認を経て決定される。

4. 理事会は、理事の中から4名の役員理事を選出し、役員理事で役員理事会を構成する。
5. 役員理事の役職名は以下の通りである。なお、これらにはわが国における慣行役職呼称を便宜的に併用される。
 - 1) ル・コマンドゥール(Le Commandeur) …… 理事長=会長として
 - 2) ル・シャンスリエ(Le Chancelier) …… 専務理事=事務局長として
 - 3) ル・シャンベラン(Le Chambellan) …… 常務理事=財務部長として
 - 4) ル・グラン・オフィシエ(Le Grand Officier) …… 常務理事=渉外部長として以上の4役員はいずれもグラン・オフィシエの位階にあり、正装緑綬と金メダルを佩用する。なお、ル・コマンドゥールは、その綬に金モール3筋を、他の3名の役員は、金モール2筋をつける。
6. 理事会は理事長または理事の過半数の要請により招集される。理事の過半数の要請による場合は、理事会は5日以内に招集されなければならない。
7. 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席を得て成立する。
8. 理事会の決議は出席理事の過半数の合意により有効となる。
9. 理事会は理事長の議長のもとで開かれる。ただし、理事長は他の理事に議長を指名することができる。理事長不在の場合は専務理事が代行する。

第11条 会計監査の指名および役員理事の任期

1. 理事会は会員の中から会計監査1名または2名を総会の承認を経て任命する。
2. 役員理事会内における評決が2対2の同数となった場合は理事長の見解に従う。
3. 役員理事および理事の任期を3年とする。ただし、再選をさまたげない。なお改選の必要が生じた場合は理事候補者を理事会において選出し、総会の承認を得る。
4. 理事数が10名以下となった場合は、理事会は総会の承認を得た上で、10名を満たすために、新たに理事を任命することができる。ただし、この場合も理事数が15名を超えてはならない。

第12条 役員理事、理事および会計監査役の職務

1. 理事長としてのル・コマンドゥールは、会の代表者であり、他の役員理事と共に、会の事務を統括管理し、会の運営にあたる。
2. 専務理事としてのル・シャンスリエは理事長ル・コマンドゥールを補佐し、必要があればその職務を代行する。また、会全体の事務を管理し、処理にあたる。
3. 常務理事としてのル・シャンベランは会の財政に関する事務の管理と処理にあたる。
4. 常務理事としてのル・グラン・オフィシエは外部との連絡、交渉を担当し、地方支部の管轄にあたる。
5. 理事は役員理事と共に会の活動が円滑に運ぶようつとめるとともに、内規に定める担当職務を遂行する。
6. 会計監査は会の会計を監督し検査をする。

第4章 役員理事会

第13条

1. 会の運営を良好に機能させるために必要な決定を役員理事会が行なう。
2. 役員理事会の案件、会の組織ならびに職員の雇用等に関して、理事長は役員理事会に諮問し、その決議に従って、それに必要な決定を理事会で行なう。

第5章 総会

第14条

1. 総会には定時総会と臨時総会がある。
2. 定時総会は原則的に年に1度、会計年度の締め切り後3ヶ月内に開かれる。
3. 臨時総会は理事会の決議にもとづき、理事長によって招集される。

第15条

1. 総会が有効と認められるのは、出席者数と代理（委任）者数の合計が会員総数の過半数となった場合である。ただし、過半数とは1/2数に1名を加えた数である。
2. 決議が有効と認められるのは、出席会員の過半数の承認による。
3. 総会の審議は理事長の議長のもとに行なわれる。ただし、理事長不在の場合は専務理事が代行する。

第16条 議事録

決議は議事録に記入され、出席者の中から選ばれた1名もしくは2名の署名をもって有効となる。議事録は毎年、フランス本部へ提出しなければならない。

第6章 会計

第17条

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条

本会の収入は以下のものに分けられる。

1. 入会費
2. 年間会費
3. 本会に与えられた助成金
4. 催事等収益金
5. その他

第19条

理事長は年度予算を総会前に作成しなければならない。この予算案は定時総会の承認を得なければならない。

第7章 特別義務

1. 入会費の定額50€(ユーロ)および年間会費の20€(ユーロ)がフランス本部に支払われる。
2. 日本支部における叙任支給品は、日本支部の要望に応じて、フランス本部で整えられ、それらをフランス本部は日本支部にその時点の価値で見積った金額で供給することを約定する。
3. フランスチーズ鑑評騎士の会日本支部会則の改変はフランス本部に届け出なければならぬ。

附 則

この会則は1991年 施行する。

この会則は2002年6月 改訂施行する。

この会則は2008年5月 改訂施行する。

この会則は2025年3月 改訂施行する。

内規

日本支部は以下のように内規を定める。

第1条 入会費と年会費

1. 入会費 34,000 円（本部への特別義務 50€含むため変動制）
入会費にはフランス本部の叙任認定料が含まれる。ただしメダル、リボン、ピンバッジ、叙任証書、会員カードは無償貸与とする。
2. 年会費 13,000 円（本部への特別義務 20€含むため変動制）
入会の期日にかかわらず入会の年の会費は1年分支払われるものとする。
年会費は新年度の5月末日までに納入すること。
年会費の納入が新年度の6月10日までに確認できない場合は、以後会報誌をはじめとする各種の案内の発送を停止し、年会費の納入が確認でき次第、発送を再開する。
年会費を納入しなければ、あらゆる会員特典（イベント、セミナー等優待参加、セミナー参加、会報誌の送付など）を受けることができない。なお、会が主催するイベント、セミナーなどに参加する場合は、参加当日までに年会費の納入を完了させること。
3. 昇進により高位に進む場合、フランス本部の認定料と叙任支給品代等は最初の位階授与と同額であり、フランス本部の昇進承認を得た後、ただちに支払われるものとする。
4. 入会費および年会費の金額は、毎年日本支部理事会が決定し、総会で承認されなければならない。

第2条 松平博雄賞

1. 輸入チーズの先駆者でありフランスチーズ鑑評騎士の会日本支部の初代会長松平博雄の業績を顕彰して松平博雄賞を制定する。
2. 賞はフランス伝統チーズの啓蒙普及に著しく貢献した人または目下活躍中の人を対象とする。
3. 受賞者は原則的に毎年1回理事会によって選ばれ叙任式の機会に表彰される。ただし該当者なしの年度もあり得る。
4. 受賞者には表彰状と記念品が贈られる。

第3条 オフィシエ叙任

オフィシエ叙任の条件は以下の通りである。

1. 会員歴10年以上
 2. 会の活動に協力的である
 3. フランス伝統チーズの啓蒙普及に貢献している
- ただし以上の条件とは別に理事に就任した者にはすべてオフィシエの位階が与えられる。

第4条 叙任の繰越

叙任予定者が叙任式に出席できない場合は原則として叙任資格を失うが、その旨あらかじめ事務局に申し出があり、それを理事会が承認すれば、その叙任を次年度に繰り越すことができる。ただし次年度への繰越は1回限りとする。

第5条

理事は以下の職務を分担する。

- 1) 総会の開催準備
- 2) 叙任式の開催準備
- 3) イベント、セミナーの開催準備
- 4) 松平博雄賞の選考準備
- 5) 広報宣伝活動
- 6) 会報の編集発行
- 7) フランス本部との連絡

ただし役員理事は本来の役員職務に加えて上記職務に全体的に監督責任をもつ。

第6条

理事は必要とあれば分担した職務の遂行のための分科会を主宰することができる。ただし、この分科会は有志会員で構成される。

第7条

会員は入会を認められた最初の年から、理事会に対して、入会希望者を推薦できる。

第8条

退任した役員理事は理事会の要請に基づき、かつ総会の承認を経て、相談役理事として留任することができる。

第9条

叙任式の懇親会で供されるチーズは原産地統制名称（AOC）チーズからなるフランス伝統チーズが最低75%含まれなければならない。